

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 9 日（火）第 411 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示	
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	（環境保全課取扱い） 1
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い） 1
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止	（社会福祉課取扱い） 2
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定	（社会福祉課取扱い） 2
公 告	
○令和 5 年度毒物劇物取扱者試験公告	（薬務課取扱い） 2
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 4

## 告 示

## 鹿児島県告示第451号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時  
要届出区域として指定する。

令和 5 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 形質変更時要届出区域  
霧島市国分山下町1718番2の一部及び1718番3の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

## 鹿児島県告示第452号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として  
指定する予定である。

令和 5 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日置市日吉町神之川字池ノ平1252番，1254番1，1257番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は，択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村  
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年5月9日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
阪神調剤薬局日置店	日置市伊集院町妙円寺一丁目1-6	令和5年3月31日
阪神調剤薬局ひよし店	日置市日吉町日置1152番地1	令和5年3月31日
阪神調剤薬局ゆのもと駅前店	日置市東市来町湯田3610番地6	令和5年3月31日
かじき薬局	姶良市加治木町本町226番地2	令和5年3月31日
加藤内科クリニック	曾於市大隅町岩川5649-1	令和5年3月31日
大口薬局	伊佐市大口里1899	令和2年4月1日
いわもと調剤薬局	志布志市志布志町志布志3227番地14	令和5年3月31日

#### 鹿児島県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和5年5月9日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
福ヶ迫智大	ふく整骨院 姶良市加治木町木田4015-7	令和5年 3月10日	柔道整復
北野拓也	きたの整骨院 志布志市志布志町志布志3-24-1 サンポートしぶシアピア内	令和5年 3月17日	柔道整復

## 公 告

#### 令和5年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和5年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和5年5月9日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 1 試験の日時

##### (1) 試験の期日

令和5年8月1日（火）

##### (2) 試験の時間

午前10時から正午まで

#### 2 試験の場所

ホテル自治会館 (鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号)

3 試験の区分等

試験の区分	試験の種類	試験を行う事項
一般毒物劇物取扱者試験 農業用品目毒物劇物取扱者試験 特定品目毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物 (農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則 (昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。)別表第1に掲げる毒物及び劇物, 特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験 (試験では実物は使用しない。)	毒物及び劇物 (農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物, 特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し (戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限り。)

ウ 履歴書 (学歴, 職歴等を記入したもの)

エ 写真 (出願前 6 月以内に撮影した縦 5.5 センチメートル, 横 4.5 センチメートルの脱帽正面上半身像のもので, 裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)

オ 試験手数料 (10,700円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。ただし, 送付の方法により受験願書を提出する者で, 鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては, 鹿児島県収入証紙に代えて10,700円分の普通為替証書を同封することができる。なお, 提出書類等を受理した後は, 試験手数料は返還しない。)

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県くらし保健福祉部薬務課 (鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577)
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

令和 5 年 6 月 5 日 (月) から同月 16 日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお, 送付の方法により提出する場合は, 令和 5 年 6 月 16 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は, 鹿児島県くらし保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお, 同用紙を送付の方法により請求するときは, 宛先及び郵便番号を明記し, 94円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は, 令和 5 年 9 月 1 日 (金) 午前 10 時から午後 5 時 15 分までの間, 鹿児島県くらし保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

- (1) 試験についての照会は、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課（電話099-286-2111 内線2804）又は県の各保健所に対して行うこと。
- (2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ）、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。
- (3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。
- (4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第40号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和5年5月9日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pフィーバー機動戦士ガンダムSEED S	株式会社三共	3P0384
ぱちんこ遊技機	PフィーバークィーンⅡV	株式会社ジェイビー	3P0229
回胴式遊技機	S戦国恋姫FC	株式会社藤商事	3S0259
回胴式遊技機	SナイツYTCC	山佐ネクスト株式会社	2S1313
回胴式遊技機	LからくりサーカスG	株式会社三共	2S1798
回胴式遊技機	SOZ1-AA-30	株式会社オズ	2S1541